

一般社団法人日本臨床免疫学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本臨床免疫学会と称し、英文では The Japanese Society of Clinical Immunology (略称：JSCI) と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、臨床免疫学及びこれに関連する分野の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学術集会、講演会及び研究会等の開催
 - 2) 国内外の関連学術団体、関係行政機関との連絡及び協力
 - 3) 機関誌「Immunological Medicine」の発行
 - 4) その他目的を達成するため必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、臨床免疫学及びこれと関連する分野の学問の研究を志す個人、法人又は団体であつて、次条の規定により当法人の会員となつた以下に定める3種の会員をもって構成する。(3種の会員を総じて、以下「会員」という。)

- (1) 正会員 臨床免疫学及びこれと関連する分野の学問の研究を志す個人、法人又は団体
 - (2) 名誉会員 当法人に特に功勞のあつた者で、別に定める規則により選ばれた者
 - (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の維持発展のために協力を希望する個人、法人又は団体とし、理事会の承認を受けた者
- 2 当法人には、代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 前項の代議員は、おおむね総正会員数の10%の割合に相当する員数を選出す

- る。
- 4 代議員は、代議員2名の推薦を経て、第17条第1項の社員総会の決議により選任し、理事又は理事会が代議員を選任することはできない。代議員を選出するために必要な規則は、理事会において定める。
 - 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
 - 6 代議員の任期は、選任された後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠又は増員によって選任された代議員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
 - 7 前項の規定にかかわらず、代議員は年齢70歳をもって定年とする。但し、任期中に定年に達した場合には、その事業年度に関する定時社員総会の終結の時をもって退任する。
 - 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の目的に賛同し、会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(休会)

第8条 会員は、別に定める規則に従い、原則として5年間を限度として休会することができる。

- 2 休会中の会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 休会中の会員は、会員資格に基づき当法人より付与又は許諾された一切の権利を行使できない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとし、未納の会費がある場合はこれを完納するものとする。

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 5年以上続けて休会し、かつ、理由を明記した休会延長の申請がなかったときもしくは認められなかったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 代議員以外の正会員、名誉会員、賛助会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、議決には参加することができない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 学術集会会長の選任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求するこ

とができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない事由のため社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人としてその議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(会員への報告)

第21条 社員総会の議事の要領及び決議事項は、全会員に報告する。

第5章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事の中から、必要に応じて副理事長を若干名選定することができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度、4カ月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 学術集会

(学術集会)

第37条 当法人は、年1回開催する年次学術集会のほか、時期に応じて学術集会を開催することができる。

(学術集會会長)

第38条 当法人は、学術集會会長（以下「会長」という。）を、社員総会の決議により選任する。

2 会長は、学術集會を主催する。

3 会長の任期は、担当する前年の年次学術集會翌日から次年度の担当する年次学術集會終了の日までとする。

第8章 会 計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	田中良哉
設立時理事	渥美達也
設立時理事	森尾友宏
設立時監事	早川 智
設立時監事	神田 隆
設立時代表理事	田中良哉

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所省略
田中良哉
住所省略
渥美達也
住所省略
森尾友宏

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

令和2年	1月18日	作成
令和2年	1月21日	設立
令和2年	4月 4日	変更
令和2年	7月20日	変更
令和2年	10月14日	変更